

業務改善助成金について

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

支給対象者 全国 47 都道府県に事業場を設置しており、事業場内最低賃金が 1,000 円未満の中小企業・小規模事業者が対象となります。※引き上げる賃金額により、支給対象者が異なりますのでご注意ください。（過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場も、**助成対象**となります（平成 28 年 8 月改正））

支給の要件

- 賃金引上計画を策定すること** 事業場内最低賃金が適用される労働者（雇入れ後 6 月を経過していること）の賃金を引き上げる計画を作成し、一定額以上引き上げる（就業規則等にも規定）
- 引上げ後の賃金額を支払うこと**
- 生産性向上に資する機器・設備などの導入計画をたて導入し、業務改善を行い、その費用を支払うこと**
（対象外：(1) 単なる経費削減のための経費、(2) 職場環境を改善するための経費、(3) 社会通念上当然に必要な経費は除きます。）
※対象となる機器・設備などの例：・POS レジシステム導入による在庫管理の短縮、・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮、・顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化、・専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上 など
- 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと** など

助成額 申請コースごとに定める引上げ額以上に事業場内最低賃金を引き上げた場合、生産性向上のための設備投資等にかかった費用に助成率を乗じて算出した額を助成します（千円未満端数切り捨て）。
なお、申請コースごとに、助成対象事業場、引上げ額、助成率、助成の上限額が定められていますので、ご注意ください。※引上げ額選択コースは、平成 28 年度第二次補正予算等に基づく措置で新設されました。

	申請コース区分	助成対象事業場	引上げ額	助成率	助成の上限額
現行コース	60 円コース	事業場内最低賃金が 1,000 円未満の事業場	60 円以上	1/2（常時使用する労働者が企業全体で 30 人以下の事業場は 3/4）	100 万円
引上げ額選択コース	30 円コース	事業場内最低賃金が 750 円未満の事業場	30 円以上	7/10（常時使用する労働者が企業全体で 30 人以下の事業場は 3/4） ※別途定める生産性要件を満たした場合は、3/4（常時使用する労働者が企業全体で 30 人以下の場合は 4/5）	50 万円
	40 円コース	事業場内最低賃金が 800 円未満の事業場	40 円以上		70 万円
	90 円コース	事業場内最低賃金が 800 円以上 1,000 円未満の事業場	90 円以上		150 万円
	120 円コース		120 円以上		200 万円

ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者 1 人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その 3 年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

申請の手順

- 助成金交付申請書**（業務改善計画（設備投資などの実施計画）と賃金引上計画（事業場内最低賃金の引上計画）（様式第 1 号）を都道府県労働局へ提出 ⇒ 2 審査後、助成金交付決定通知 ⇒ 3 業務改善計画の実施 ⇒ 4 事業実績報告書の提出 ⇒ 5 助成金の額の確定通知と支払い
- （注意）交付申請書を提出する前に設備投資等や事業場内最低賃金の引上げを実施した場合は、対象となりません。設備投資等は、交付決定通知後に行う必要があります。

問合せ先 交付要領や申請様式は、厚生労働省ホームページをご覧ください

…厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) トップページ右上検索欄

業務改善助成金 検索

⇒業務改善計画や助成金に関する問合せ先

…最低賃金総合相談支援センター（三重県経営者協会内）TEL 0120-331-266

⇒業務改善助成金の申請・支給の窓口…三重労働局雇用環境・均等室

〒514-8524 津市島崎町 327-2 TEL 059-261-2978

